平成２８年（フ）第１９号
愛媛県伊予郡松前町大字北黒田831番地１
ベルメゾン松前503号
破産者　浮田　　泰
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０号
愛媛県伊予郡松前町大字北黒田831番地１
ベルメゾン松前503号
破産者　山本　　聡
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１７号
愛媛県松山市立花６丁目３番７号　メゾン・ソルジェＢ201号
破産者　青野　香苗
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２号
福岡県田川郡添田町大字津野7172番地
破産者　中村雄一郎
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第９０号
鹿児島県曽於市財部町南俣10633番地１
破産者　清水　健一
１　決定年月日　平成29年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１７７号
群馬県高崎市佐野窪町45番地４
破産者　伊藤　　創
１　決定年月日　平成29年２月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２１０号
大分市長浜町１丁目２－５　リビングハイツ長浜Ａ209、住民票上の住所大分市大字田尻1077番地の111（通称住所ふじが丘山手区409－３）
破産者　髙内　　豊
１　決定年月日　平成29年２月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７４１号
札幌市白石区中央１条５丁目３番35号　ルーチェコート101号
破産者　中井祐美子
１　決定年月日　平成29年２月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９号
宮城県栗原市金成沢辺西大寺80番地18　定住促進金成住宅２－504号
破産者　只野　三男
１　決定年月日　平成29年２月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
新潟県加茂市高須町２丁目６番４号
破産者　石附　健一
１　決定年月日　平成29年２月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第２９号
新潟県加茂市高須町２丁目６番４号
破産者　石附　清美
１　決定年月日　平成29年２月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第６４号
長野市大字南堀９番地36、開始決定時の住所長野市大字小島417番地７
破産者　松野　照夫
１　決定年月日　平成29年２月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４２号
静岡県浜松市北区細江町中川4617番地の４
破産者　井上　士郎
１　決定年月日　平成29年２月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１８２７号
愛知県長久手市長配１丁目127番地
破産者　口分田吉弘
１　決定年月日　平成29年２月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５８号
愛知県春日井市如意申町７丁目５番地１　サンブルーム103号、開始決定時の住所愛知県春日井市勝川新町２丁目94番地
破産者　藤本三津子
１　決定年月日　平成29年２月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１５７号
名古屋市中区栄５丁目10番５号　ドムス栄204号
破産者　伊藤　裕志
１　決定年月日　平成29年２月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３６８１号
大阪市阿倍野区美章園３丁目４番17号　アメニティー美章園３－Ｂ、前住所大阪市東住吉区桑津３丁目９番６号
破産者　小川　和子
１　決定年月日　平成29年２月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部